二本松市発注工事における「週休２日促進工事」実施要領（**建築関係工事編**）

（令和７年　３月２５日決裁）
（令和７年１０月　１日決裁）

1　趣旨

本要領は、二本松市が実施する「週休２日促進工事」の実施にあたり、必要な事項を定めたものである。

2　用語の定義

(1) 週休２日

（ア）月単位の週休２日とは、対象期間において、全ての月で４週８休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。

（イ）通期の週休２日とは、対象期間において、４週８休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。

なお、毎週土日を現場閉所とする“完全週休２日”と異なる。

(2) 対象期間

工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始休暇７日間、夏季休暇４日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされている期間など）は含まない。

※工事着手日＝現場に継続的に常駐した最初の日

(3) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて１日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

(4) 現場休息

分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での事務作業を含めて１日を通して現場作業が無い状態をいう。

(5) ４週８休以上

（ア）月単位の４週８休以上とは、対象期間内の全ての月毎に現場閉所（現場休息）の日数の割合（以下、「現場閉所（現場休息）率」という。）が、28.5%（8 日/28 日）以上の水準に達する状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の日数の割合が 28.5%に満たない月においては、当該月の土曜日・日曜日の合計日数以上の現場閉所（現場休息）を行っている状態をいう。

なお、現場閉所日（現場休息日）を原則として土曜日・日曜日としない場合においては、上記の「土曜日・日曜日」を受発注者間の協議により変更できるものとする。

（イ）　通期の４週８休以上とは、対象期間内の現場閉所（現場休息）率が、28.5%（8 日/28 日）以上の水準に達する状態をいう。

なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日や猛暑による作業不能日についても、現場閉所日数に含む。

現場閉所（現場休息）率の計算は、次の計算に基づくこと。

現場閉所（現場休息）率＝現場閉所（現場休息）日数
÷（工事着手日から工事完了日までの日数－年末年始休暇７日間
－夏季休暇４日間－工場製作のみを実施している期間
－工事全体を一時中止している期間

－別途発注工事（備品設置工事等）により作業を一時中止している期間
－実質の工事完了後から契約工期までの期間（ただし、修補、手直し工事期間は除く）
－受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間
－暦上の土曜日・日曜日が無い週
（協議により土曜日・日曜日を変更した場合はその日が無い週）
－上記以外で発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間）

※発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間
例：支障物件の移設により現場の進捗が見込めない期間
他機関との協議により現場の進捗が見込めない期間
一時・一部中止期間　等

(6) 発注者指定型
発注者が週休２日に取り組むことを指定する方式

3　対象工事

災害復旧工事や社会的要請などの理由から週休 2 日の実施が困難な工事等を除く全ての工事を対象とする。

なお、災害復旧工事等の対象外工事であっても、受注者が週休２日の実施を希望する場合は、受発注者協議の上で対象とすることが出来る。

4　建築工事、電気工事、機械工事　複合単価の補正率

工　種	摘要	月単位の４週８休以上
全ての工種		1.02

※この表による補正は労務費に対して行う。
※改修割増率を適用した場合はさらにこれを乗じる。
※見積りによる単価については、補正を行わない。

4－1　建築工事の補正　市場単価等　基準補正単価の補正率

工　種	摘要	月単位の４週８休以上	
		新営 補正率	改修 補正率
仮設工事		1.01	1.01
土工事		1.01	1.01
地業工事		1.01	1.01
鉄筋工事		1.01	1.01
コンクリート工事		1.01	1.01
型枠工事		1.01	1.01
鉄骨工事		1.02	1.02

既製コンクリート		1.01	1.01
防水工事	市場単価	1.01	1.08
防水工事（ｼｰﾘﾝｸﾞ）	市場単価	1.01	1.14
防水工事	物価資料	1.01	1.01
石工事		1.01	1.01
タイル工事		1.01	1.01
木工事		1.01	1.01
屋根及びとい		1.01	1.01
金属工事	市場単価	1.01	1.09
金属工事	物価資料	1.01	1.01
左官工事 (仕上塗材仕上)	市場単価	1.01	1.01
左官工事 (仕上塗材仕上以外)	市場単価	1.01	1.16
左官工事	物価資料	1.01	1.01
建具（ｶﾞﾗｽ）	市場単価	1.01	1.10
建具（ｼｰﾘﾝｸﾞ）	市場単価	1.02	1.16
建具	物価資料	1.01	1.01
塗装工事	市場単価	1.01	1.15
塗装工事	物価資料	1.01	1.01
内外装工事	市場単価	1.01	1.13
内外装工事（ﾋﾞﾆﾙ系床材）	市場単価	1.01	1.08
内外装工事	物価資料	1.01	1.01
内外装工事（ﾋﾞﾆﾙ系床材）	物価資料	1.01	1.01
ユニットその他		1.01	1.01
排水工事		1.01	1.01
舗装工事		1.01	1.01
植栽及び屋上緑化		1.01	1.01
撤去	各工種による		
取り壊し		1.01	1.01

※市場単価（物価資料の緑色のページ部分の単価）：市場単価及び補正市場単価の掲載価格の補正率を示す。
物価資料（物価資料の緑色以外（茶色）のページ部分の単価）：物価資料の掲載価格の補正率を示す。
上記の記載が無い項目は、市場単価、補正市場単価及び物価資料の掲載価格に共通の補正率を示す。

4－2　電気工事　市場単価等　基準補正単価の補正率

工　種	摘要	月単位の４週８休以上	
		新営 補正率	改修 補正率
配管工事	電線管、２種金属線ぴ 及び同ﾎﾞｯｸｽ	1.01	1.19
	ｹｰﾌﾞﾙﾗｯｸ	1.01	1.15
	位置ﾎﾞｯｸｽ及び 位置ﾎﾞｯｸｽ用ﾎﾞﾝﾃﾞｨﾝｸﾞ	1.01	1.18
	ﾌﾟﾙﾎﾞｯｸｽ	1.01	1.13
	ﾌﾟﾙﾎﾞｯｸｽ用接地端子	1.00	1.00
	防火区画貫通処理 ｹｰﾌﾞﾙﾗｯｸ用（壁・床）	1.01	1.14
	防火区画貫通処理 金属管・丸型用	1.01	1.05
	（電動機その他接続材工事） 金属製可とう電線管	1.01	1.15
配線工事	600V 絶縁電線及び 600V 絶縁ｹｰﾌﾞﾙ	1.01	1.17
接地工事	（接地極工事） 銅板式、銅覆鋼棒、 接地極埋設票(金属製)	1.01	1.01

4－3　機械工事　市場単価等　基準補正単価の補正率

工 種	摘　要	月単位の４週８休以上	
		新営 補正率	改修 補正率
保温工事	配管用、ダクト用及び消音内貼	1.01	1.15
ダクト設備	低圧ﾀﾞｸﾄ、排煙ﾀﾞｸﾄ及び 低圧ﾁｬﾝﾊﾞｰ類	1.01	1.15
ダクト附属品	既製品ﾎﾞｯｸｽ、制気口、 ﾀﾞﾝﾊﾟｰ等の取付手間のみ	1.02	1.22
衛生器具設備（ユニット除く）	取付手間のみ	1.02	1.22

5　発注方式

発注者指定型（発注者が週休２日に取り組むことを指定する方式）

6 現場閉所（現場休息）の確認方法等

(1) 工事着手前

(ア) 監督員は、現場閉所（現場休息）の予定日を記載した「実施工程表」等を受注者より受領し、週休２日が確保されていることを確認する。
(イ) 「対象期間」の設定として、工事着手日及び必要に応じて工場製作のみを実施した期間などの対象外とする期間を受注者と協議により決定する。
(ウ) 分離発注工事の受注者は、受注者間で協力し、工事の進捗に影響が出ないよう現場休息の予定日を調整したうえで「実施工程表」を作成する。

(2) 工事着手後

(ア) 監督員は、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度現場閉所（現場休息）の予定日を記載した「実施工程表」等を受注者より受領し、現場閉所（現場休息）の状況を確認する。なお、「実施工程表」の修正に当たっては、受注者間で調整を行う。
(イ) 監督員は、受注者が作成する現場閉所（現場休息）の日が記載された「実施工程表」等により、定期的に対象期間内の現場閉所（現場休息）の日数を確認する。
（ウ）受注者は、監督員による現場閉所（現場休息）の状況の確認のため「実施工程表」等に現場閉所（現場休息）の日を記載し、監督員に提出する。

(3) その他留意事項

(ア) 現場閉所（現場休息）の状況の確認に当たっては、新たな書類作成等により事務負担が増大しないよう留意し、既存の書類の活用に努める。
(イ) 監督員は、現場閉所（現場休息）の前日などに、現場閉所（現場休息）の日に作業が発生するような指示等は行わないように配慮する（ウィークリースタンスの推進）。
（ウ）監督員は、一つの工事現場において、設備工事、内装工事等の後工程の適正な施工期間を考慮して、全体の工程に遅延が生じないように、各工事間（分離で発注した工事を含む。）の調整を適切に実施する。
(エ) 工事一時中止を行う場合など対象外とする期間を変更する必要が生じた場合は、その都度、監督員は受注者と協議する。
(オ) 監督員は、統括安全衛生責任者を選任している場合で、その者が職務を行うことができないときは、労働安全衛生法等の規定に基づき、代理者を選任しなければならないことから、「実施工程表」等を受注者から受領した際に、統括安全衛生責任者を選任している受注者が現場休息の日となる場合の体制について必要な調整を行う。

7　事務手続きについて

(1) 積算関係

(ア) 当初設定工期は標準工期とする。（福島県建築関係積算基準により算定される標準工期は、４週８休に対応している。）
(イ) 当初積算時に、月単位の「４週８休以上」を確保する場合の補正を計上する。

(2) 設計変更

発注者は受注者の週休２日について、施工中の現場閉所率の状況や実績に基づき、変更の必要が生じた場合は、該当する条件へ変更契約する。
４週８休相当を確保できなかった場合は当初積算時の補正を減額する。

(3) 入札事務手続き関係

(ア) 「起工伺」に月単位の発注者指定型「週休２日促進工事」と明示する。
(イ) 「入札公告」に発注方式は月単位の発注者指定型「週休２日促進工事」であると明示する。

8　工事成績評定について

４週８休以上の休日の確保が確認できた場合は、加点評価を行う。

受注者の責により「発注者指定型」で４週８休以上の休日が確保できなかった場合、減点評価を行う。

令和８年３月までに起工する工事の減点措置は行わない。

9　その他

(1) 週休２日促進工事の見える化

仮囲い等に週休２日促進工事である旨を明示する。

(2) 適正な工期の確保

改修工事においては、全体工期にしわ寄せがないよう施工期間を確保するなど適正な工期を設定すること。

(3) 元請下請の取引の適正化

週休２日促進工事の実施にあたり、工期や契約金額等について下請業者へのしわ寄せが生じることのないよう、所管部署に対象工事の情報を提供するなど連携を密に行うものとする。

(4) アンケート調査等の実施

週休２日促進工事を実施した場合は、任意でアンケート調査等を実施し、週休２日確保の阻害となる要因の把握や対応策を検討し、この促進につなげる。

１０　附則

この要領は、令和７年４月１日以降に起工する工事から適用する。

附則

この要領は、令和７年１０月１５日以降に起工する工事から適用する。